商品取引に関する契約書

株式会社コリン（以下甲という）と　　　　　　　　　　　　　　　　（以下乙という）とは、商品販売に関し、以下の通り契約を締結する。

1. （目的）ふるさと宍粟ＰＲ館きてーな宍粟販売商品について、乙は商品を加工・生産し、甲はそれを販売する。
2. （販売）販売については委託販売（商品管理は甲が行う）とし、消費期限等により返品をするものとする。
3. （受注および納入）
4. 甲は必要に応じて、乙に商品発注をする。
5. 納品は山崎集荷場、一宮集荷場、千種集荷場に納品、又はふるさと宍粟ＰＲ館きてーな宍粟へ納品もしくは郵送するものとする。
6. 宍粟市内集荷場への納品時間については、月･火･木･金･土･日曜日の朝（祝日除く）山崎集荷場は7:30～8:00、一宮集荷場7:00、千種集荷場6:45に行う。ＰＲ館へ直接納品の場合は原則10:00～17:00に行うものとし、甲とともに検品をする。

４．甲は乙の商品については、納品後はその保管責任を負う。

1. （販売手数料）販売手数料は生鮮品20%、加工品25%とする。その他特売商品等については別途取り決めをする。
2. （売買代金の決済）

１．甲は乙から納入された商品の代金を毎月末日締めで集計する。集計したものより、販売手数料と当月の販売数に応じたバーコードシール代(1枚 税込1円)を差し引き、売上報告をする。

２．甲は売上報告と納品書、返品書を照らし合わせ、間違いがないことを確認した上で、銀行振込または現金で乙に支払うものとする。（振込手数料は乙が負担するものとする。）

1. （事故等の責任）乙の商品に関して、乙の事由により発生した事故、顧客からのクレームまたは損害賠償請求等があった場合は、乙はその事故について責任を負うとともに真摯に対応するものとする。
2. （契約期間）

１．本契約の有効期間は令和　　年 　月　 日から令和　　年3月31日とする。

２．契約の更新については甲乙協議を行った上で、甲または乙の一方から相手に対し、本契約の更新を拒絶する旨の通知を期間満了時の1か月前までに行わない限り、本契約は1年間更新され、以後同様とする。

1. （契約期間内の解除）前条に定める契約期間内であっても、甲または乙は1か月前までに相手方に対し、予告をしてこの契約を解除することができる。
2. （契約外事項）本契約に定めのない事項および解釈に疑義が生じた場合は、その都度双方協議の上、誠意を持って解決にあたるものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　宍粟市山崎町須賀沢1157

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社　コリン

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　三輪　哲平

乙　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印